

第2次神河町長期総合計画

資料編

○ 神河町長期総合計画審議会条例

○神河町長期総合計画審議会条例

平成 17 年 11 月 7 日

条例第 16 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、神河町長期総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、神河町長期総合計画の策定に関する事項について、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町内住民団体の代表者

(2) 識見を有する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明)

第 7 条 会長は、審議会の会議において必要と認めたときは、識見を有する者、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めて、その説明を聴くことができる。

(小委員会)

第 8 条 審議会は必要に応じ、小委員会を置くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

附則(平成19年12月20日条例第33号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附則(平成22年3月26日条例第4号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○ 第2次神河町長期総合計画(後期基本計画) 審議会委員名簿

順不同・敬称略

| | 氏名 | 選出区分 | 備考 |
|----|-------|------------------|--------------------------|
| 1 | 前嶋茂徳 | 町区長会 | 審議会会長 |
| 2 | 片岡仁 | 町商工会 | 審議会副会長 |
| 3 | 船田穰 | 中はりま森林組合 | |
| 4 | 廣納正 | 町農業委員会 | |
| 5 | 笹倉武志 | 町消防団 | |
| 6 | 高崎彌生 | 町民生委員児童委員協議会 | |
| 7 | 佐谷邦明 | 町老人クラブ連合会 | |
| 8 | 小島いつみ | 町いずみ会 | |
| 9 | 松本綾子 | 児童センターきらきら館 | |
| 10 | 大仲れい子 | 教育委員会 | 教育委員は令和5年12月20日任期満了につき退任 |
| 11 | 藤原信吾 | 町文化協会 | |
| 12 | 足立美紀 | 町スポーツ推進委員会 | |
| 13 | 大崎明美 | 公立神崎総合病院 | |
| 14 | 中川大明 | 夏まつり企画実行委員会 | |
| 15 | 藤井永司 | (一社)町観光協会 | |
| 16 | 山口奈央 | 移住者代表 | |
| 17 | 上垣哲史 | 町連合PTA | |
| 18 | 渡邊文明 | かみかわ縁結び事業推進委員会 | |
| 19 | 森本浩子 | クールチョイス推進事業実行委員会 | |
| 20 | 黒田友見子 | 子ども会連絡協議会 | |

【事務局:総務課】

| | |
|------|-----------|
| 課長 | 平岡万寿夫(総括) |
| 特命参事 | 黒田勝樹 |
| 課長補佐 | 廣納智彦 |
| 係長 | 井出宏子 |
| 係長 | 藤原登志幸 |

○ 職員ワーキングチーム委員名簿

| | 課名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|----|------------|-------|--------|-----------|
| 1 | 総務課 | 主事 | 岡部 賀純 | 若手職員研修受講者 |
| 2 | 税務課 | 主事 | 中山 瑠菜 | |
| 3 | 住民生活課 | 主事 | 前川 菜摘 | 若手職員研修受講者 |
| 4 | 農林政策課 | 主事 | 松田 涼誠 | 若手職員研修受講者 |
| 5 | ひと・まち・みらい課 | 主事 | 岩本 涼菜 | |
| 6 | 建設課 | 主事 | 長井 駿佑 | |
| 7 | 地籍課 | 主事 | 小國 竜之介 | 若手職員研修受講者 |
| 9 | 上下水道課 | 主事 | 森角 祐希 | 若手職員研修受講者 |
| 10 | 健康福祉課 | 主事 | 藤原 一成 | 若手職員研修受講者 |
| 11 | 議会事務局・会計課 | 主事 | 大中 めい | 若手職員研修受講者 |
| 8 | 教育課 | 学芸員 | 陰地 祐輝 | |
| 12 | 公立神崎総合病院 | 理学療法士 | 保西 孝信 | 若手職員研修受講者 |



神河（総）第416号
令和5年7月4日

神河町長期総合計画審議会会長 様

神河町長 山名宗悟



第2次神河町長期総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

神河町は、平成31年度から10年間を計画期間とする第2次神河町長期総合計画基本構想を策定し、まちの将来像である「ハートがふれあう住民自治のまち」の実現に向け、三つの基本的な考え方「ハートが安らぐまちづくり」「ハートが賑わうまちづくり」「ハートが繋がるまちづくり」に基づき、六つの柱・基本目標を掲げて施策を展開してまいりました。

また、地域創生総合戦略に基づき人口減少対策を、子育て、教育及び移住・定住などの分野で積極的な事業展開を行ってきました。

さらに、各種施策・事業を展開するにあたり「長期的な目標、すなわち成りたい姿、理想とする将来像、未来像」を示すものとして、昨年度「2050神河将来ビジョン」を策定したところです。

この度、5年間の前期基本計画の最終年度を迎えることから、これまでの取組状況の検証や課題等を整理し、町民ニーズや社会情勢の変化を踏まえながら、「ハートがふれあう住民自治のまち～大好き！私たちの町 かみかわ～」の実現に向けて取り組みを進めていかなければなりません。

つきましては、令和6年度からの5年間に取り組むべき方向性を示す長期総合計画後期基本計画の策定に関して、神河町長期総合計画審議会条例（平成17年神河町条例第16号）第2条の規定により、下記のとおり諮問しますので、調査・審議の上、答申くださいますようお願いいたします。

記

- 1 第2次神河町長期総合計画後期基本計画の原案について

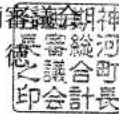
○ 答申



令和6年2月5日

神河町長 山名宗悟様

第2次神河町長期総合計画後期基本計画
 会長 前嶋茂徳



第2次神河町長期総合計画後期基本計画の策定について（答申）

令和5年7月4日付神河（総）第416号で諮問のあった「第2次神河町長期総合計画後期基本計画の原案」について、前期基本計画期間中の進捗状況を検証し、後期5年間の取り組むべき方向性を示すべく、「2050神河将来ビジョン」を踏まえ、人口減少、少子高齢化の中にあっても持続可能なまちづくりが進められるよう検討を重ねました。

本計画は、町の将来像である「ハートがふれあう住民自治のまち～大好き！私たちの町 かみかわ～」の実現に向けた最上位計画であり、実現が図られるように下記の意見を付して答申します。

記

1. 人口減少や超高齢化の中で、子育て・教育、医療・福祉、環境、地域情報基盤、安全・安心などの各分野における住民の関心は高く、「ハートが安らぐまちづくり」の実現に向けて、更に住民の満足度が上がるよう計画期間中の適正な進捗管理を望みます。
2. 「ハートが賑わうまちづくり」の実現に向けて、観光振興をはじめ移住定住、雇用、活力ある農林業の推進などの政策を強力に推進され、活力のあるまちづくりを進められることを望みます。
3. 人口減少が著しい中で、地域活動支援、活性化につながる仕組みとして取り組まれている地域自治協議会の活動に期待するとともに、住民と行政の協働で安定した持続可能なまちづくりを推進され、「ハートが繋がるまちづくり」を実現されるよう望みます。

○ 策定の経緯

【審議会】

神河町長期総合計画審議会条例（平成17年11月7日条例第16号）に基づき、町内住民団体の代表者、識見を有する者から20人に委嘱。

○第1回神河町長期総合計画審議会

令和5年7月4日（火）午後7時から 神河町役場第3会議室

- ・正副会長の選任
- ・町長から諮問
- ・前期基本計画の進捗調査と検証について
- ・住民意識調査(アンケート)の実施について

○第2回神河町長期総合計画審議会

令和5年10月13日（金）午後7時から 神河町役場第3会議室

- ・住民意識調査(アンケート)の結果について
- ・職員ワークショップ結果報告について

○第3回神河町長期総合計画審議会

令和5年12月6日（水）午後7時から 神河町役場第3会議室

- ・前期基本計画の進捗状況等の評価について
- ・後期基本計画(案)について

○第4回神河町長期総合計画審議会

令和6年2月1日（水）午後7時から 神河町役場第3会議室

- ・後期基本計画(案)について
- ・答申書(案)について

○審議会答申

令和6年2月5日（月） 午前8時30分から 応接室

審議会正副会長から町長へ答申

【職員ワーキング】

各課の若手職員を中心に12名で構成。研修会には係長級までの各課代表職員を加えて開催。

○職員研修会

令和5年7月11日（火）①午前10時から②午後1時15分から

神河町役場第3会議室

- ・第2次神河町長期総合計画後期基本計画策定に向けて
 - －「総合計画」とまちづくりー

○職員ワークショップ

令和5年10月4日（水）午後2時から 大河内保健福祉センター福祉講習室

- ・アンケート結果を活かして

【施策調査シートによる実績値把握等の調査】

令和5年7月14日から各課において実施

【管理職会議】

各種調査依頼や進捗状況報告を実施

- 令和5年6月28日（水）
- 7月26日（水）
- 8月24日（木）
- 9月27日（水）
- 10月20日（金）
- 11月27日（月）
- 12月22日（金）
- 令和6年1月24日（水）

【住民意識調査（アンケート）】

中学生アンケート及び町民アンケートの2種類のアンケート調査を実施。

○中学生アンケート

- 調査日 令和5年7月20日
- 対象者 町内在住の中学生267人
- 有効回収数 255通
- 回収率 95.5%

○町民アンケート

- 調査日 令和5年8月2日から8月15日まで
- 対象者 町内在住の16歳以上

① 郵送配布で郵送・Web回収

- 配布数 2,000通
- 回収数 784通
- 回収率 39.2%

② 郵送でWebアンケートを周知しWeb回答

- 配布数 2,000通
- 回収数 492通
- 回収率 24.6%

合計

- 配布数 4,000通
- 回収数 1,276通
- 回収率 31.9%

【議会】

- 令和5年5月22日（月） 総務文教常任委員会
計画策定に係る経過説明
- 令和5年8月9日（水） 総務文教常任委員会
計画策定に係る経過説明
- 令和5年11月21日（火） 総務文教常任委員会
計画策定に係る経過説明

○令和6年2月15日（木） 総務文教常任委員会
計画策定に係る経過説明

○令和6年2月29日（木） 議会定例会
神河町議会基本条例第14条の規定により議案提案

【計画策定支援】

指名型プロポーザル審査により業者決定

株式会社ぎょうせい 関西支社

令和5年6月9日から令和6年3月29日まで

○ 2050 神河将来ビジョン

2050 神河将来 ビジョン

— 概要版 —



もっと大好き
みんな大好き
喜ぶくらむ
かみかわ



「あれ!? わたしどうしたんだろう。さっきまで学校の授業中だったはずなのに。」
周りを見渡すと山と田んぼ。録に画まれたいつもの同じ神河町の景色。
ただと何かがちょっと違うような気がする。
タブレットの表示を見ると....
「え、2050年!？」
どうしよう、どうやらここは未来の神河町みたい!?
でも、どんな未来になっているのかがちょっと気になるなあ。

未来の神河町を
見てみよう!

2050年の神河町のイメージ

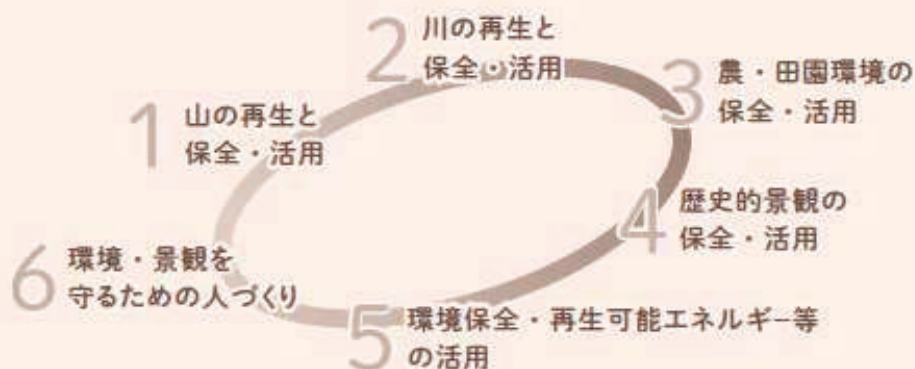
ずっと大好き みんな大好き 夢ふくらむ かみかわ

山林や高原、河川、田園風景などの豊かな自然や景観をふるさとの宝として地域で守り、その多面的な機能が活かされているまち。元気な子どもの笑い声が響き、住民同士のあいさつがこだまする人と人のつながりによるぬくもりがあふれるまち。最先端技術を取り入れ便利で安全・安心な生活が実現しているまち。子育ても仕事も遊びも、子どもから高齢者まで、住民も訪れた人も、誰もが自分らしい暮らし方、楽しみ方を選ぶことができるまちをめざします。

神河町のことを「ずっと」大好きでいられるように。世界中の「みんな」が神河町のことを大好きになるように。未来に向けて夢がふくらむ神河町をともにつくっていきます。

まち全体のめざす姿

変わらない風景を 未来の世代へ





まちづくりの分野別のめざす姿

1.自分らしい暮らし方を選べるまち



- 1 自由な働き方・学び方を選択できる環境づくり
- 2 住民ニーズに応じた移動手段の確保
- 3 時代に即した買い物手段の確保
- 4 多様な暮らし方ができる住まいの確保

2.いくつになっても笑顔で健やかに暮らせるまち



- 1 地域医療の充実
- 2 誰もが健康長寿を実現できる地域づくり
- 3 住み慣れた地域での暮らしの継続
- 4 地域ぐるみでの支え合いがある関係づくり

3.自然に囲まれて元気に子どもが育つまち



- 1 安心して妊娠・出産できる環境づくり
- 2 子育てを家庭を支える制度・サービスの充実
- 3 地域ぐるみによる子育て支援
- 4 子どもが自然の中で遊べる環境づくり

4.安全・安心が持続するまち



- 1 災害に強い地域づくり
- 2 犯罪に遭わない・犯罪が起こらない地域づくり
- 3 交通安全の推進
- 4 感染症対策の推進

5.魅力と活力あふれる産業があるまち



- 1 スマート農業・スマート林業の推進
- 2 農林業の担い手育成
- 3 地域ブランドの創出
- 4 多様な就労の場の確保

6.世界で活躍できる人が育つまち



- 1 基礎を育てる学校教育の推進
- 2 個性を伸ばす・可能性を広げる教育の推進
- 3 多様な体験機会の創出
- 4 大人になっても学び続けることができる機会づくり

7.温かい交流があふれるまち



- 1 観光交流の推進
- 2 多文化共生の実現
- 3 時代のニーズに即した地域コミュニティの形成
- 4 地域の魅力の再発見・再確認
- 5 神河の文化の伝承

発行：兵庫県神河町 〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地
TEL:0790-34-0001(代表) FAX:0790-34-0691(代表)

「2050神河将来ビジョン」
の本編はこちら →



○ 用語解説

あ行

ICT (P51)

Information and Communication Technology(情報通信技術)の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

オーガニック給食 (P58)

化学肥料を使用しない農産物によって調理された給食。

オストメイト (P38)

癌や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための人工肛門・人工膀胱を造設した人のこと。

か行

学校司書 (P40)

学校図書館法において定められた、学校図書館において司書にあたる業務を行う職員。

企業誘致及び雇用促進条例 (P79)

神河町が指定した地区に、工場等を新設する事業者に対して必要な奨励措置を講ずることにより、町内産業経済の振興及び雇用の促進を図ることを目的として、2013年3月に制定。

クールチョイス (町長挨拶、P65)

温室効果ガスの排出量削減に貢献する製品、サービス、ライフスタイルなど、暮らしの中であらゆる「賢い選択」をしていこうという取り組み。

ゲートキーパー (P59)

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。

さ行

サニタリーボックス (P49)

使用済みの生理用品、おむつ、尿漏れパッドなどを廃棄するためのトイレ用のゴミ箱。

森林環境譲与税 (P62、P68、P78)

令和6(2024)年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収(森林環境税)したものを原資に森林面積、林業従事者数、人口を基に国から市町村に譲与されるもの。

スクールカウンセラー（P39、P59）

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家のこと。

スクールソーシャルワーカー（P39、P59）

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと。

ゼロカーボン（P65）

地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素など）の実質的な排出量をゼロにすること。

た行

男女共同参画（P33、P83、P84）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきという考え方。こうした社会の実現を目指し、1999年6月には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行された。

地域 Pay（P79）

地域内で利用できる各種商品券や地域通貨、給付事業等をまとめてデジタル化し、地域内のキャッシュレスを実現する決済プラットフォーム。

地域包括ケア（P61）

高齢者等の尊厳保持と自立生活の支援目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような地域における包括的な支援・サービスのこと。こうした支援・サービスの提供を行う体制を地域包括ケアシステムという。

地域未来投資促進法（P80）

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする法律。

デマンド交通（P73）

電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通のひとつの形態。

トランスジェンダー（P49）

生物学的性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致していない人のこと。

な行

認知症ケアパス（P47）

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめたもの。

は行

バッククッキング（P68）

耐熱性があるポリ袋に食材を入れて、袋ごと湯せんする調理方法。

BOD (P64)

Biochemical Oxygen Demand の略で、生物化学的酸素要求量。もっとも一般的な水質指標であり、水中に含まれる有機性物質が、微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量。この数値が大きいほど汚れの程度が高くなる。

フェニックス共済 (P67)

兵庫県住宅再建共済制度の愛称で、兵庫県が条例に基づいて実施し、あらゆる自然災害に対応する安全・安心の制度のこと。地震・津波・風水害・豪雪・竜巻などあらゆる自然災害が対象。

ま行

マインドバランス計 (P60)

リラックス度などを手軽に測定できる測定器。

や行

ユーチューブ (P51)

ユーザーが動画を投稿・閲覧・共有できる世界最大規模のオンラインプラットフォーム。

ユニバーサルデザイン (P49)

障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず様々な人々が気持ちよく使えるよう都市や生活環境を計画する考え方。

第2次神河町長期総合計画 後期基本計画

発行：令和6年3月

編集：神河町 総務課

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地

TEL : 0790-34-0001 FAX : 0790-34-0691

URL : <https://www.town.kamikawa.hyogo.jp/>

